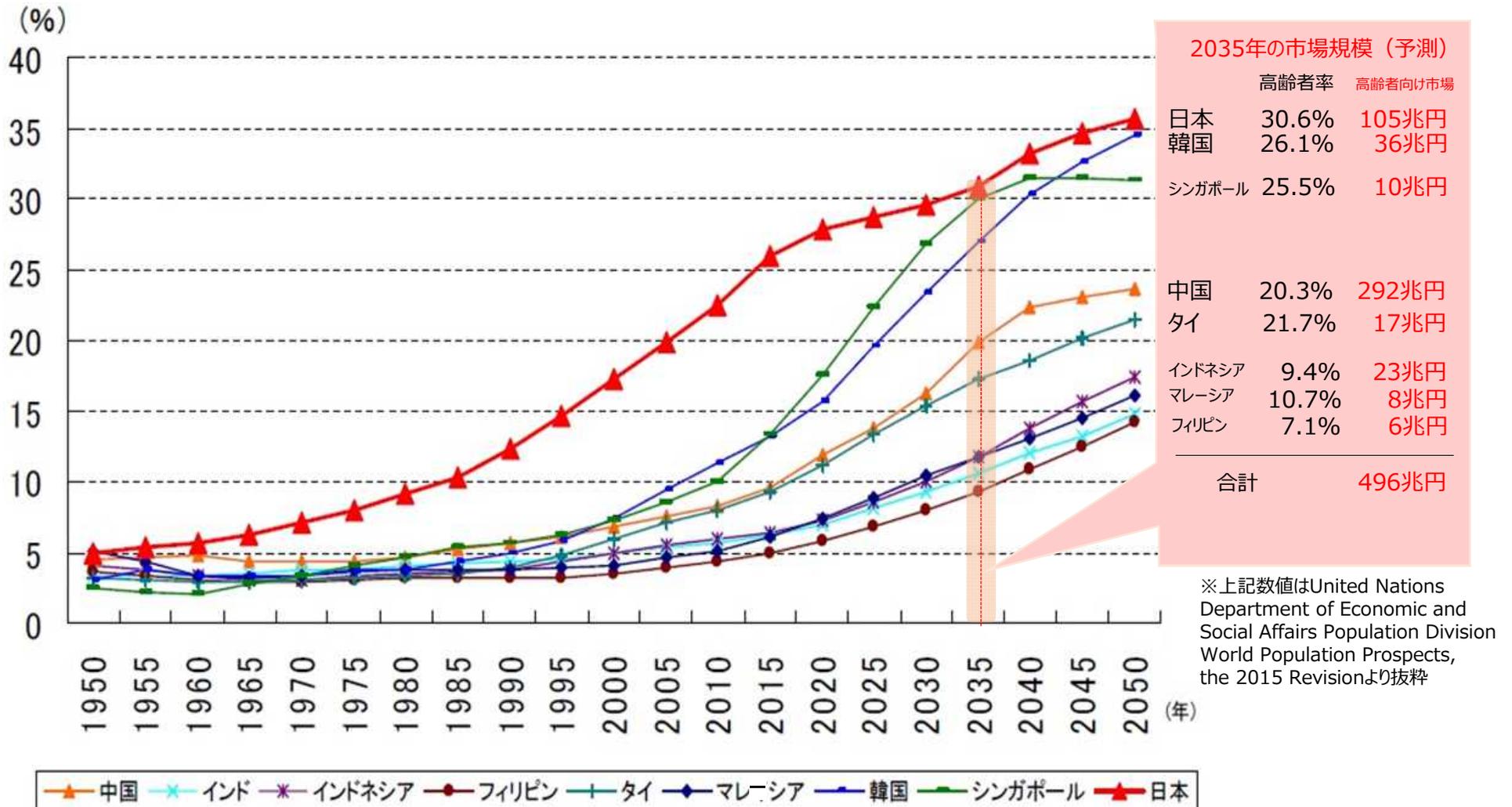


# アジア健康構想の推進について

内閣官房健康・医療戦略室

## アジア諸国の高齢化率の推移と2035年の高齢者向け市場\*の推計

\*「高齢者向け市場」= 「医療・医薬産業」+「介護産業」+「生活産業」



グラフ出所：「特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター」2011年10月3日

## 背景

- アジア地域:急速に高齢化が進む。しかし、高齢化社会に対応する社会制度・産業等がほとんど存在せず。
- 日本:高齢化に関わる社会制度・産業で先行。しかし、国内では、人材不足と保険財政の制約から介護事業者等の収益向上が困難。

## 目標

- 日本の事業者等の海外進出の支援を通じ、アジア地域に介護産業等を興すとともに、高齢化社会に対応する社会制度の構築について支援・協力を行う。
- その際、意欲のある人材が、先行する日本での教育・就労の後、アジア地域の介護産業等で就労する等、人材の国際循環を目指すとともに、結果として日本の介護人材の充実も図る。
- また、日本の事業者等の市場をアジアに拡大し、日本も高齢者関係産業の収益力を高める。
- アジアで明確な付加価値があり、日本でも普及が期待される「自立支援介護サービス」に重点を置く。

## 今後の進め方

### 1. 平成28年度

- ① 政府は健康・医療戦略推進本部の下に「アジア健康構想推進会議(局長級)」を設置(5月23日)。
- ② 自民党として「アジア健康構想」を提言(5月31日)。
- ③ 提言を踏まえ、健康・医療戦略推進本部において「アジア健康構想に向けた基本方針」を決定(7月29日)。
- ④ 今秋以降、官民連携で「アジア健康構想協議会(仮)」を設け、介護事業者等の海外事業の安定、拡大等を支援。

### 2. 平成29年度

日本が人材育成についてアジア地域での基軸となる方策を検討。

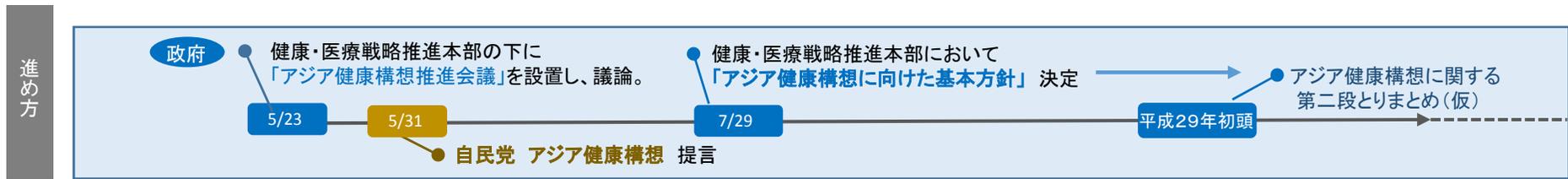
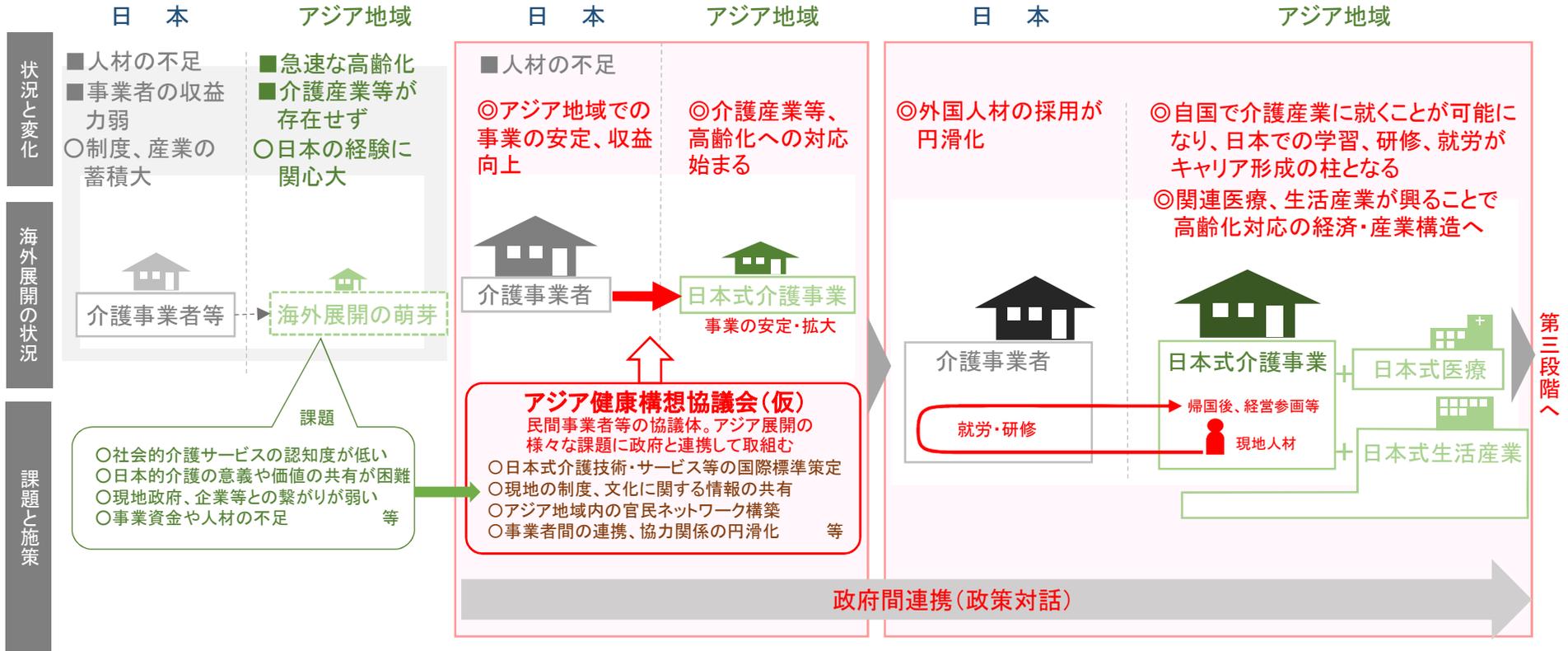
# アジア健康構想について

資料5-1

現在

第一段階(平成28年度～)

第二段階



## 「アジア健康構想に向けた基本方針」(概要)

### アジア健康構想 (Asia Health and Human Well-Being Initiative) のポイント

アジアにおいて、急速に進む高齢化に対応したUHC※と健康長寿社会を実現し、持続可能な経済成長が可能な新たなアジアを創るため、アジア地域への地域包括ケアシステムの構築や日本の民間事業者等の進出促進等の相互互恵的なアプローチによる取組を進める。

※Universal Health Coverage : 全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、必要な時に支払い可能な費用で受けられる状態。

### 基本的考え方

- (1) **推進の方法**: 具体的な契機のある民間事業への支援から手がけつつ、相手国政府に対し日本の経験に基づく制度設計の提案等を行う。
- (2) **推進の時間軸**: 当初5年間は民間事業者等のアジア地域進出支援による介護サービスの認知向上に努め、以降は5年程度の単位でPDCAサイクルを回す。
- (3) **推進の体制**: 健康・医療戦略室と厚生労働省が開催する推進会議の下、構想の各段階に応じた役割を関係省庁で連携して分担する。

### 政府間協力

- (1) **協力の枠組み整備**: 地域包括ケアシステムの構築等を支援するため、高齢化対策を包摂した政府間の協力覚書作成。
- (2) **具体的協力**: 制度に関する経験・知見の共有(WHO神戸センターを活用)、必要な資格等のアジア地域での普及・整合等の推進。
- (3) **調査等促進**: アジア地域の高齢化等に係る調査と国際機関(ERIA、WHO神戸センター等)と連携した学術的な研究等を促進。
- (4) **人材育成と還流の促進**: 日本への留学生を増やし、海外展開しようとする企業とのマッチングの実施。

### 民間事業への支援

アジア地域に展開する介護事業者が直面する様々な困難を克服するため、以下の取り組みを官民連携で開始。

- (1) **協議会の設置**: 共通の課題等を検討し、具体的な対応を行うための官民連携のプラットフォームを設立。
- (2) **事業資金調達支援等**: JICA、クールジャパン機構等の活用促進による介護関連海外事業等への資金調達の円滑化。
- (3) **事業の組成等支援**: JETROによるオフィス機能の提供等の海外展開支援策のパッケージ提供により事業の組成等を支援。

### 今後に向けて

- 継続審議中の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立した際には、新たな技能実習制度の施行と同時に介護の対象職種への追加が行われるとともに、同じく継続審議中の「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が成立した場合には、新たに在留資格「介護」が創設されることとなり、成立後、アジア健康構想において、制度が活かされるよう必要な検討を行う。
- 予防関連サービスを積極的に海外展開し、日本の潜在的技術力が活かせる市場の確立を目指すとともに、ICT等の適用による介護分野の高度化について日本国内での普及をモデルケースとして進め、アジアへの展開につなげる。
- その他、新たに生じる課題等に柔軟に対応するため、随時、成果の達成状況を検証すると同時に国内外の事情を踏まえ、新しい試みを行う。